

空家等管理活用支援法人の指定に関する方針について

空家等管理活用支援法人とは

市区町村長は、「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)」第 23 条第1項に基づき、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、空家等の活用等に向けた法第 24 条の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、**空家等管理活用支援法人として指定することができる。**

この制度は、市区町村長が一定の民間法人を指定し、公的な位置付けを与え、空家等対策に取り組む市区町村の補完的な役割を果たすことを期待した制度であり、支援法人が所有者等に対して相談対応等を行うことを想定している。制度の概要や指定に係る考え方は、「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」に示している。

「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」によると…

手引きでは、**支援法人の指定の方針等の明示をすることが重要**であると記載されている。

【方針等の明示を行うに当たってのポイント】

1 市区町村が、支援法人の業務を必要としているか

「支援法人制度は空家等対策に取り組む市区町村の補完的な役割を果たすものである」との趣旨に基づいて検討すると、当課で補完的な役割を求める業務(下記のとおり、法第 24 条において業務の種類を明記)は、いずれも見当たらない。

(支援法人の業務) 第24条から抜粋

- 1 空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談
- 2 定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他空家等の管理又は活用。
- 3 空家等の所有者等の探索。
- 4 空家等の管理又は活用に関する調査研究。
- 5 空家等の管理又は活用に関する普及啓発。
- 6 その他、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務。

2 市区町村は、方針を明らかにすることが必要

1により、以下2点を方針として定める。

「**上田市では、市内において空家対策業務を行うことができるため、当該業務に関し、支援法人は当面のところは指定しないこととします。**

「**空家等管理活用支援法人を指定して対応することが必要である業務(法第 24 条に定める業務)が生じたことにより、指定業務を定めたときは、今後公表します。**

3 指定の方針は、事務取扱要綱等において明らかにしておくことが必要

上田市としての方針については、下記のとおり「[上田市空家等活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領](#)」を定め、ホームページ等により、公表済です。

<p>上田市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第2条 支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長は申請に関する必要事項を定めないこととする。</p> <p>(指定の基準等)</p> <p>第3条 <u>支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長は指定を行わないこととする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和5年12月13日から施行する。</p>

4 上田市空家等対策協議会への報告

指定の方針について、本日開催の上田市空家等対策協議会における議題外として報告。

【参考：県内他市の空家等管理支援法人の指定に係る方針について】

- 1 支援法人の指定を行う <1市 中野市>
- 2 支援法人の指定を行わない <4市 長野市、松本市、安曇野市、千曲市>
- 3 指定の方針について未定(現在のところ未公表) <13市>
*各市ホームページから確認